日本金融新聞

2013年
10月20日号
（平成25年）
第1235号

ローン媒介ビジネス
模索する市場①

放置される無法状態

「焼け野原」の貸金業界

アベノミクスのもとで、景気回復が期待される一方、足下では貸金業界の貸出が急速に縮小している。

九月三十日に発表された金融庁の平成二十五年度の貸金業務報告書集計でも、貸出残高は、事業者向けが十六兆四千二百八十六億円、消費者向けが六兆七千七百八十七億円となって、平成二十二年の改正貸金業の完全施行後のピーク時に比べて、それぞれ、六七・六％減（平成十三年三月末比、三〇・三％減（平成二十年三月末比）と激減した。

周知のとおり、これは、みなし弁済制度の廃止と過払請求の増加、利息上限規制の徹底、総量規制、そして貸金業者に対する登録要件（純資産五千万円）の引き上げが主な要因だ。

それに伴って、本年三月末時点で貸出残高のある登録業者数は、前年比に二千九百五十四社減となって、遂に二千四百十四社にまで減少した。（登録業者数は、昭和六十一年三月末：四万七千五百四社、平成十一年三月末：三万二百九社）

業者別の構成を見ても、改正貸金業法の下でほぼ三分の一となった消費者向け貸出市場で、最も顕著な減少を示したのは、消費者向け無担保貸金業者による貸付で、ピーク（平成十五年三月末残高：十二兆円）時のほぼ五分の一の規模となり、いわゆる「街金」は一掃された形となり、クレジットカード会社や信販会社を中心とする体制となった。

また事業者向けの金利帯別貸出残高で、二％以下が約九割となっていることが示すように、大手ノンバンク、証券会社、ファンドなどの大企業向け貸出だけが増えており、中小・小規模事業者向けの資金供給は、大幅に減少している。

まさに貸金業界は、「焼け野原」の様相を呈している。

「反社」「ヤミ金融」で揺れる

このような中、ヤミ金融は後を絶たず、また現在、みずほ銀行の「反社会的勢力」に対する融資が問題となっている。貸金業界から見れば、この種の事件は、氷山の一角であり、水面下では、無数の「ヤミ金融」事件が存在すると考えられる。

金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に関わる苦情・相談・照会件数の集計数では、改正貸金業法施行前後から、件数では減少している。

とはいえ、内容的には、「無登録業者に係わるもの」が約三分の一を占めている。（平成二十四年度、一万七千六百十五件のうち、六千二百九十件）この種の闇金融は、依然として後を絶たない。

「苦情の内容」では、「行政当局詐欺、登録業者詐称」、「相談・照会の内容」では、無登録営業の疑いのある「登録確認」が最大項目となっている。

必ずしも以上の「苦情等」とは同じではないが、裁判となり、判決が出た事件もいくつか存在する。多くは、貸金業登録を受けずにお金を貸し付ける「街金」などの「ヤミ金融」が多いとみられるが、中には、議員または議員秘書、または税理士等が「融資コンサルティング」といった名目で、自らお金を貸すのではなく、「金銭の貸借の媒介」を行ない、法外な報酬を受け取る事件も立件されている。（注1）

◎　◎

跋扈する無登録「媒介」

銀行のホームページ（HP）等では、税理士などが銀行に紹介したローン案件について、「顧問先に対して、（中略）ローンの勧誘や詳しい商品説明は行なわないように」、「貸金業の規制等に関する法律第二条において、金銭の貸借の媒介も貸金業に含まれる旨、定められている」ので、「ご紹介に際して、顧問先から融資斡旋に関する手数料を徴求した場合同法に基づき罰則を受ける懸念」があるといった記載も見受けられようになった。（注2）

次回以降で詳しく見るように、貸金業法では、融資斡旋に際して、顧客から手数料を徴求するか否かではなく、行為それ自体が「媒介」にあたるか否かが問われるものであり、記述には法解釈で一部誤りがあると考えられる。

住宅ローンの領域では、各種のホームページなどで、「金融機関への交渉、担当者のご紹介、お申込み、融資契約の立会い、現在の金融機関への一括返済手続きのサポート、融資実行時の立会までしっかり対応します」、あるいは「相談から金融機関との交渉、金銭消費貸借契約時の立会い、融資実行に至るまで総合支援致します。当社の押印した紹介状で優遇金利が受けられます」といった、明らかな媒介行為を業として行なっていると考えられるものが多々見られ、明らかに貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」を「無登録」で行なっていると見られるものが多々存在すると考えられる。（注3）

◎　◎

米英のモーゲージブローカー

アメリカでは、一九七〇年代以来、住宅ローンの証券化による「金融仲介のアンバンドリング」と、レンダーからのローン媒介業務の外部委託を内容とする「金融業務のアンバンドリング」が進展し、消費者保護立法と相まってモーゲージ・ブローカー（mortgage broker）制度が確立した。イギリスでは、一九九〇年代の一〇年間で、アメリカと同様の媒介業務を行うモーゲージ・インターメディアリー（mortgage intermediary）と呼ばれる業態が定着した。（注4）

この点、日本では、貸金業務取扱主任者資格を除いて、この種の制度が

◎　◎

違法営業を確保できる登録業者

我が国におけるローンの媒介業務は、なお導入初期段階にあり、関係業界における法令の理解も不十分で、「違法な口利き」は論外としても、ローン案件を持ってきてくれる人であれば誰でもよい、貸金業者も住宅販売、仲介の上げ、住宅・不動産関連業者も登録の有無を考慮しているときではないという意識が見え隠れする。

法令に基づく形で普及しておらず、事実上の混乱状態、「無法地帯」というべき事態が生じている。

無登録営業問題については、規制当局の中にも苦情処理に関する監督指針に基づく対応や法令解釈を逡巡する姿勢が見られる。

無登録営業者による被害が深刻化する前に適切な措置が求められる。

貸金業法に基づいて、遵法性を確保しつつ、消費者を保護しながら、媒介業務を本格的に展開しうるのは、他ならぬ貸金業登録業者である。また貸金業登録に基づく媒介業務には、関連業務との連携を通じた無限のビジネスチャンスが存在し、監督官庁での法令紹介に基づくスキームも推進されている。

本シリーズでは、次回以降、貸金業における媒介業務の法規制を徹底的に検討し、遵法体制のもとで消費者保護を推進しうる収益性の高いビジネスモデルを紹介することにしたい。

◎　◎

【井村進哉・中央大学教授・住宅ローン診断士協会監事（第2回貸金業法と媒介業務規制）に続く】

【脚注】

（注1）『日本経済新聞』2013年10月2日付他。みずほ銀行の「反社融資」問題は、オリエントコーポレーションを代理店として実質的な審査を行い、資金を供給したものであり、処分などについて銀行法上の「銀行代理店」に関する規制が適用されるか否かはともかく、オリコは代理店として「媒介」を行なったものと理解される。

『日本経済新聞』2012年2月9日他。「元名古屋市議長の長男逮捕　愛知県警、違法手数料受領の疑い」　本件は、名古屋市議で市議会議長でもあった諸隈修身元名古屋市議会議長の長男である秘書（当時）が、名古屋市小規模事業金融公社からの貸し付けを仲介し、法定限度を超える手数料を受け取っていた事件であり、公的な貸付制度を悪用した「口利きビジネス」であると指摘されている。この事件も暴力団員が介在し、資金の借り手である飲食店経営者が議員秘書に紹介されており、「反社」問題が絡んでいる。また容疑は、出資法違反での逮捕、立件となっているが、貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」の無登録営業と理解することもできる。

（注2）三井住友銀行ホームページ「クライアントサポートローンのお申し込みに当たっての留意点」、長野県信組ホームページ「ビジネスローン『ナイスパスONE』のお申し込みに当たっての留意点」にも同様の記述がみられる。

（注3）この種のホームページは、「住宅ローン」、「成功報酬」といったキーワードで検索エンジンで探すと、言わば無数に出てくる状況にある。本稿は、告発を目的とするものではないので、ここでは特定のホームページ記事の出所を記載することを控える。

（注4）井村進哉「サブプライム問題の最中に『モーゲージプランナー』が日本に誕生する意味」『エコノミスト』2008年1月15日号、46～47ページ。なお、現行の法令遵守体制を確保している日本版モーゲージブローカー制度は、筆者が監事を務める一般社団法人日本住宅ローン診断士協会（JMP協会）が制度導入を推進している。

井村進哉・水野誠一監修『モーゲージプランナー養成コースⅠ・Ⅱ・Ⅲ・別冊』（ビジネス教育出版社、2007年5月刊）Ⅰ、第2章、30～34ページ。